

令和2年度第1回経営協議会議事要録

日 時 令和2年6月26日（金） 10時00分

場 所 KKRホテル名古屋 福寿の間

出 席 学内委員5名（欠席なし），学外委員5名（欠席1名） / 会議成立

開会9時56分

開会にあたり，議長（学長）から挨拶があり，今年度から学外委員の新たな任期が始まることに伴い，学内及び学外委員から自己紹介があった。

次いで議長から，本日出席の委員数が確認され，会議成立が宣言された後，陪席の監事の紹介があり，続いて総務課長から，本日の配付資料の確認及び会議日程等の説明があった。

前回議事要録の確認

前回会議（令和元年度第6回）の議事要録を確認した。

○学外委員からの質疑 ●大学側の回答

議題

1. 国立大学法人愛知教育大学学長選考会議委員の選出について

議長から提議され，後藤委員（総務・財務担当理事）から，表記会議の委員構成及び選出対象に関する規定（経営協議会の学外委員のうちから4名）について資料により説明があり，続いて，今回の選出方法について諮られ，協議の結果，今回新たに経営協議会委員となった次の委員を学長選考会議委員として選出した。

・市野聖治 委員 ・鶴飼裕之 委員 ・加藤俊行 委員 ・坂野幸彦 委員

続いて，後藤委員より，今年度第1回の学長選考会議については，10月に開催予定の第3回経営協議会と同日に開催予定であること及び予定の議事について説明があった。

2. 教職大学院認証評価自己評価書について

議長から提議され，岩山委員（研究・人事担当理事，本学教職大学院認証評価委員会委員長）から，参考資料に基づき「法人評価」及び「認証評価」について説明があり，続いて，認証評価のうち専門職大学院を置く大学は5年以内ごとに評価を受審する必要があること，教職大学院を設置している本学は今年度評価を受審する時期であり，6月末までに評価書を提出する必要があることについて説明があった。

次いで，自己評価書は基準領域1～10に対し，基準ごとに分析と評価を行う構成であり，今回は24の基準に対し自己評価をしたところ，22の基準がA「十分に達成している」，2の基準がB「達成している」という評価であった旨報告があり，B評価とした基準2-2「実入学者数が，入学定員と比較して適正であること」及び基準8-3「教職大学院における教育研究活動等の状況について，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極

的に情報が提供されていること」の対応について説明があった。

続いて、意見等あれば早急に申し出てほしい旨補足があり、提出後は7月から8月に書面審査、11月に訪問調査が行われ、それを踏まえて来年1月に評価結果の原案が提示され、本学の意見申し立てを経て、3月に評価結果が正式通知される旨説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

○ 大学院の定員問題を考える時に、社会人学生の受け入れの実態はどのようになっているか。

● 現段階では、教育委員会から派遣された現職教員や、派遣ではない現職教員が在籍している。派遣された現職教員の人数は決まっているが、派遣ではない現職教員の志願者数が想定以上に少なかった。今回新型コロナウイルス感染症対策で遠隔授業を行い、従来は大学に出向いて対面授業であったが、今後は現職教員が遠隔で授業を受講できる制度を充実させることが現職教員の志願増への方策として想定することも含め、次年度に向けて検討したいと思っている。

また、従来からの修士課程に入学していた学生を教職大学院に取り込む予定であったが、教職大学院という特殊な分野の大学院に志願する方が少なかったということもあり、今後本学学部からの直進の学生を受け入れるようなPRや、教職大学院を設置していない他大学に出向いてPRする予定である。

○ 欧米の先進諸国と比べると、日本の教員の修士・博士号の取得比率が極端に低いので、抜本的な対策を考えないとまずいのではないかと。愛知教育大学が、今後、社会に貢献していくことを考えるとこの問題は避けて通れないと思う。

アメリカなどでは、小学校教員が博士号を取得している教員がかなりおり、その方たちは週に1、2回の夜間や夏休みなどの長期休暇を利用して勉学に励んでいる状況も踏まえ、教育委員会との連携も大切だと思うが、先生方1人ひとりがもっと学びたいと思うような環境等を作り出していく必要があるのではと考える。

● その点に関しては、今回教職大学院の制度設計にあたり文部科学省に出向いた際、現職教員にインセンティブを与えたら、教職大学院進学者も増えるのではないかと話題に出したところ、国としてはまだその動きをする状況ではなく、教育委員会と話をしてほしいといわれた経緯はある。

いずれにせよ、学部卒で教員になれる、大学院を修了した方が良いという時代ではなくなっている状況で、学生が進学したくなるような魅力づくりは当然のことで、諸機関に働き掛け、制度として大学院を修了することが通常である流れを作っていく検討をすべきであると思っている。

● 本学の教職大学院は教員免許状を所持していないと入学できないので、社会人でも教員免許状を所持していることが必須である。教職大学院の設置に関し、現職教員に対して事前にニーズ調査を行った際は10～20名程度の入学を想定していたが、実際に夜間で学んでいる現職教員は1名だけであった。

また、本学附属学校教員が5名、教育委員会からの派遣教員は尾張地区、三河地区、名古屋地区からそれぞれ5名であった。認可されたのが8月末でPR開始が9月であったことも原因かもしれないが、今年度はあらかじめPRを進めていきたいと思っている。

教職大学院の定員充足率の資料によると、50数大学が教職大学院を設置しているが、

定員を満たしていないのが35大学程度あったため、やはり制度的な見直しが必要である
と考える。

- 教職大学院の現職教員の人数枠はどのくらい設定しているのか。
- 申請する段階で、派遣教員15～20名程度を想定していて、キャリアがある現職教員は事前のアンケートでは一定数の方がいたが、現場が多忙である等の理由により出願を見送ったことが現実だと思うので、土日や夜間も含めて遠隔授業のみで対応できるような、現職で休職せずに教職大学院で学べるような環境づくりが重要であると実感している。
- 何年前かに、安倍首相が人生100年構想ということで、リカレントが1つの教育のスタイルだと言われたがなかなか進んでおらず、前職の大学でも定員10名の社会人コースを設け、定員は満たしているが社会人が大学での学び直しを実現するのは難しいと考えている。そういう意味でもこの社会人枠は教員の学び直し、更には隠れた人材の発掘も重要ではないか。

教職大学院の場合は教員免許状を所持しているのがベースで、何名かは教職大学院で学び直しをして、教員として就職していくことも1つのスタイルになるのではないかと。キャリアの形成の仕方も社会の仕組みとして作っておかなければ出願者も増えないのではないかと。これは大学だけではなく教育界全体としての問題として受け止める必要があると思う。

- 本学の教職大学院に入学するためには教員免許状を所持していることが必須であることも問題であると認識しており、来年度本学は学部改組を予定しており、その中で高等専門学校等を卒業した学生を編入で受け入れたあと、学部で教員免許状を取得させたうえで教職大学院に繋げ、教員として送り出すといった制度設計も進めている。

教員免許状を所持していないが、教員になりたいと思った方にも対応できる制度を今後考えていく必要があるということで、学部の改組に絡めて対応を進めている。

- 本学の卒業生の50代の方で卒業後企業に就職し、長年人事で外国籍の方の担当をしていた方が本学教職大学院地域・教育課題解決コース外国人児童生徒支援系に会社を休職し入学し、キャリアアップしようという方もいる。休職して教職大学院に入学した方は他にも数名いたと思うが、そういう方を増やしていかなければと思っている。
- 現在、教員の働き方改革が課題になっているが、教員がもっと学びたいという欲求に対して、叶えられる様な体制を教育委員会を通じて整えなければいけないと思っている。
逆に教員が学びたいという余裕が出てきた時に、社会の変化に合わせて今の子ども達を教えていく自分の技能を高めるため、大学院で更に学びたいといった願望が出てくるのではないかと思う。その願望に対応するようなカリキュラムを教職大学院で提供し、広く周知することが大切である。
- 今年度15名の現職教員が派遣されているが、派遣元が小中学校のみで特別支援学校と高等学校からは派遣がない状況であるため、先日、愛知県教育委員会に出向いた際に学習教育部長に派遣をしていただけないかと依頼してきたところである。
- 特別支援学校教員は、特別支援学校教員免許状の所持が必須となり、また人手が必要な学校種でもあるため派遣はなかなか難しいかと思うが、教育委員会と調整を図っていきたいと思う。
- 教職大学院のカリキュラムの特色として、共通科目9科目18単位の取得が必須であるが、大学院を改組する際に、現在の教育改革のキーワードを入れながら共通科目を見直し、現代の教育課題に対応できるように科目を整えたが、今後受講者の意見を聞きながら改善

していきたいと考えている。

○ 先ほど説明いただいたかもしれないが、一般の大学に入学し教員免許状を取得せずに卒業した方や一般企業に就職後、やはり教職に就きたいと思った方が、教職大学院に入学して教職に進むことが可能なのかご教示いただきたい。

● 何らかの校種の教員免許状を所持していることが、本学の教職大学院の入学の条件となっているため、一般の大学から3年次に編入であれば凡そスムーズにいけるが、教員養成学部に入學して教員免許状を取得することが前提である。

就職後教職の道に進みたいと思った人材を発掘し、その場合は学部に入學して教員免許状を取得するという制度を明確に打ち出していくのが本学の今後の在り方かと思う。

○ 3月末まで中学校で校長を務め、以前、名古屋市教育委員会で人事の担当をした事もあり、その時の経験も踏まえてお話をさせていただくと、「チーム学校」がだいぶ前にうたわれ、その名の下に教員以外の体制を充実させるが、教員は増えないというのが行政のシステムになっている。なかなか教員の仕事が楽にならない、子どもたちのために何かやってやりたいといった余裕ができない状況である。現職教員が自分の職場を空けてもう一度学び直したいという気持ちがどれだけできるかというとなかなか難しい情勢であるので、行政に訴えることは大事だと思う。

もう一つは、昨年、愛知教育大学の教職大学院が変わるという説明を受けたことがあるが、現場の教員にとっては今回教職大学院が変わったことが、逆にハードルが高くなったというか、学び直しに出て行きづらくなったシステムになったのではないかと考えている。学びたいと思っている意欲を持った教員はたくさんいるので、もう少し気軽に自分の学びたいと思ったことを学べるような、教職大学院のシステムがあると良いと思う。

● 昨年までは、現職教員は火曜日と金曜日の週2日間、大学に来て終日フルに学んでいたが、中には授業後職場に戻られる方もいて、過去2回の認証評価でこのシステムを改善しなさいという是正勧告を受けていたが、今回改組とともに、週5日制にして、1年間じっくり大学に来て学んでいただける体制にした。

これが、逆に職場から出にくくなったのか、じっくり取り組めるようになったのか、判断の分かれるところだと思うが、40歳前の学校現場で中核となっていくつつある方々が1年間職場を空けることは、現場ではとても痛手になるので、その年代の応募が今回少なくなってしまったので、今後、教育委員会と話を詰めていかなければと思っている。

3. 規程の制定又は改廃について

(1) 国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程等の一部改正について

議長から提議され、岩山委員（研究・人事担当理事）から、年俸制給与関係規程等を令和2年4月1日に制定・改正したところであるが、シニア特別教員及び附属学校長（公募採用による常勤）への年俸制適用に係る規定、任期を定めて雇用した年俸制教員の再任に係る規定その他を整備するため所要の改正を行うことについて、資料に基づき説明があり、これを承認した。

(2) 愛知教育大学創立70周年記念事業基金規則の廃止について

議長から提議され、後藤委員（総務・財務担当理事）から、創立70周年基金の事業及び収支が令和元年度末に終了したため本基金規則を廃止することについて、資料に基づき説明

があり、これを承認した。

報告

1. 令和2年度年度計画について

学長（評価委員会委員長）から、前回会議（3月16日）において提示した計画について、資料に基づき、年度計画の中の「教育に関する項目」、「社会連携に関する項目」、「教育研究組織に関する項目」、「施設設備の整備に関する項目」について、それぞれ主な計画の紹介がなされ、予定のとおり文部科学省へ提出した旨の説明があり、了承された。

2. 令和元年度資金運用実績について

後藤委員（総務・財務担当理事）から、資料に基づき報告があった。次いで、以下のとおり質疑応答があり、了承された

- 他大学の運用実績を把握されているようであればご教示いただきたい。
- 金利が高いとハイリスクになるということで、各大学は運用に苦労している状況である。大規模大学ですと、元の資金額が大きいので、それだけ運用もできる。
- 海外の事情等を見ると、この実績額はマイナスではないのかと指摘をされないかと思った。現職の大学でも同じ状況であるため、改善できないかと検討している。専門機関と連携して方策を考えないといけないのかと思っている。安全という考え方によって、変わってくると思うが、この数字は容認できる数字ではない気がしたがいかがか。
- ご意見を踏まえ、運用を考えていきたいと思う。運用先も競争入札で決めており、今後、他大学の状況も参考にしながら取り組んでいきたい。

3. 令和2年度会計監査人候補者の選考について

後藤委員（総務・財務担当理事）から、会計監査人候補者選考等委員会が令和元年度から引き続き会計監査人候補者として有限責任あずさ監査法人を選考して学長へ報告し、学長から文部科学大臣に届出を行っていたところ、資料のとおり通知されたことについて、報告があった。

4. 業務達成基準（業務の実施に伴い運営費交付金を収益化）を適用する業務について

後藤委員（総務・財務担当理事）から、本学次世代イノベーション棟において、アクティブラーニング型授業の実践に対応した施設の整備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、発注業者の中国工場での生産が滞り、完成までに時間を要したため、実施期間を延長することとなったことについて、資料に基づき報告があった。

5. その他

○ 次回（令和2年度第2回）開催日程について

議長から、次回会議は7月27日（月）14：00から開催する予定である旨説明があった。

閉会 11時15分